

● 別表 1（外壁、工作物、舗装、屋根の色彩基準）

園内及び周辺環境と調和した色彩とします。

明度・彩度の基準一覧（日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル値による）

対象物	色相	明度	彩度
外壁 工作物 舗装	赤 (R)	全明度	4以下【10以下】
	黄赤 (YR)		6以下【10以下】
	黄 (Y)		4以下【10以下】
	黄緑 (YG)、緑 (G)、青 (B) 青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP)		2以下【6以下】
屋根	赤 (R)	7以下	4以下
	黄赤 (YR)		6以下
	黄 (Y)		4以下
	黄緑 (YG)、緑 (G)、青 (B) 青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP)		2以下

【 】の数値は、建築物の外壁において、広告色を使用する場合の基準

- 外壁、工作物、舗装の明度の基準については、暗色を許容して、全範囲とします。
- 屋根の明度の基準については、明るい色を避けるため、7以下とします。
- 木材、石材、土、レンガ、コンクリートなど従来から建材として広く用いられている 自然素材の色は、経年劣化により穏やかな色彩となるため、色彩基準の例外とします。
- 建築物の外壁について、広告色を使用する場合は原則的に見付面積の 1/5 以内とし、周辺環境との調和に配慮した色彩とします。
- 建築物の外壁について、広告色を使用する場合で、色彩基準を超える色彩を使用する場合は、必要に応じて景観アドバイザーの意見を聞くことにより、見付面積の 1/20 以内の使用を可能とします。

● 整備に関する事項及び占用等許可基準について

- 自然石材、金属、コンクリートなど、素材を着色しないものは、周辺との調和に配慮し、使用できるものとします。
- 自動販売機を建築物の前に設置する場合は、建築物の外壁に類似した色彩に努めることとします。
- 自動販売機が複数になる場合は、景観に配慮された自動販売機の色統一に努めることとします。
- 袖ヶ浦公園内にある管理事務所や郷土博物館、アควラインなるほど館等の建築物も基準の対象となります。

■ 下記の内容を基準の適用除外とします。

- ・ 遊具、健康遊具の施設
- ・ 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- ・ 安全上又は緊急上やむを得ないもの
- ・ 公共施設の日常管理・部分補修をするもの
- ・ 地中に埋設するもので周辺の景観形成に影響のないもの
- ・ 工事に必要な仮設の工作物
- ・ イベント等で短期間に使用する建築物又は工作物
- ・ 景観重要公共施設の指定時点で現に存し、そのまま継続して使用するもの